

市民劇団 演劇やまと塾 会則

第1条 [名称]

本会は「市民劇団 演劇やまと塾」と称する。

第2条 [目的]

本会は、演劇の公演活動のための研修を行うと同時に、演劇・演劇的手法を通して、教育団体・福祉団体・地域活動へボランティアとして貢献することを目的とする。

第3条 [事業]

本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1、 演劇に関する研修
- 2、 演劇公演
- 3、 演劇・朗読等によるボランティア活動

第4条 [定例会]

原則、毎月の第1・3日曜日の午後、第4土曜日の午後に定例会を行う。定例会では、演劇に関する研修を行うと同時に、必要な場合には、会の運営・活動について話し合う。

第5条 [公演]

本会では、研修成果の発表の機会として公演を行う。また、各種福祉団体・地域活動団体等から要請を受けた場合、公演（演劇・朗読・その他）を行う。

第6条 [会費]

- (1) 会費は1ヶ月 2000 円とする。学生（大学・専門学校在学中まで）は1ヶ月 1500 円とする。入会金は 1000 円とする。
- (2) 休部について
会員は休部中も会費を納入する。休部中の会費は月 500 円とする。
ただし以下の 3 項目についてはそれを免除する。
① 介護・病気入院 ② 学生 ③ 役員会で認めた者
- (3) 会費は講師謝礼・会の運営費に当てる。別に、資料代・教材費は実費徴収する。公演参加費も別途納入する。

第7条 [代表及び副代表]

代表は本会を代表し、会務を統括する。副代表は代表を補佐し、代表がその任を果たせないときはその職務を遂行する。

第8条 [運営役員]

代表・副代表のほか下記の運営委員を置く。

- 1、 会計
- 2、 書記（助成金申請・活動記録・ブログ担当）
- 3、 監査
- 4、 アドバイザー

第9条 [予算及び決算]

本会の予算は、総会において決定する。代表は毎会計年度終了後、決算報告書を作成し、定例会で承認を得なければならない。

第10条 [会計年度]

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第11条 [総会の成立]

総会は会員の過半数をもって成立する。

第12条 [会則の変更及び解散]

本会則を変更または、解散するには、定例会において出席会員の三分の二以上の同意を得なければならない。

付則 この会則は平成18年11月1日より施行する。

平成19年3月28日 一部改定

平成20年4月19日 一部改定

平成21年4月26日 一部改定

平成22年4月25日 一部改訂

平成24年4月29日 一部改訂

平成25年4月27日 一部改定